

サウンディング調査における質問・意見に対する回答

※サウンディング調査時点で想定している内容になりますので、実際の内容と異なる場合があります

カテゴリ	質問・意見	回答
参加形態	JVの構成員と協力企業との立場で変わる状況は何か。	<p>共同企業体（JV）の構成員は、市から業務を直接受注する者となることから、契約上市に対し債務の履行を果たす責任を有するものとなる。これに対し、協力企業については、共同企業体（JV）との再委託又は下請負契約により本業務に関わる立場となることから、市に対し直接責任を有することではなく、協力企業にとっての契約相手方となる共同企業体（JV）の構成員に対し、債務の履行を果たすものとなる。</p> <p>このため、共同企業体（JV）の構成員は市に対し責務を負い、協力企業は構成員に対し責務を負うものとなることから、協力企業においては共同企業体（JV）の構成員の意向の影響を受ける可能性はある。</p> <p>ただし、現在では、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法（中小受託取引適正化法）」による企業間取引の適正化が図られていることから、立場の違いによる益・不益が決まるわけではないものと認識している。</p> <p>また、本事業の実施体制としては、事業継続性の観点から維持管理全般の実務行為を行う者に対し、災害時の迅速性や地域特性等に対する精通などが求められることから、結果として地元企業の参画に期待が寄せられるものとなっている。</p>
受託制約	CMを含まない場合、JVの構成企業は別途調達業務に参加できると考えているかどうか。また、一般競争であれば優位性などはないのではないかと。	<p>本事業の対象業務に別途調達業務の情報などの程度含まれるかによると考えている。</p> <p>今後、対象業務の範囲を精査し、多くの企業が別途発注調達業務に参画可能なスキームについて検討していく。</p>
支払い債務	物価及び人件費高騰に関する価格変動リスクはどう考えているのか。	<p>本事業に対する市の支払い債務について、以下に例示する「総価」、「単価」、「実費」の3種の支払い形態の導入を図り、片務性の解消と価格変動リスクの抑制に向け検討を進めている。</p> <p>【総価】 発生する業務量に関わらず、実施されることが求められる業務のため、対象とする業務量及び物価の変動等の諸要件の影響を除き価格の設定が可能なもの。（例：設計業務、施工等）</p> <p>【単価】 所与として作業数量や使用数量が変動することが想定されるもので、年間を通じた価格の変化は大きくはないが、長期に渡って変化が生じ得るもの。（例：マンホール蓋の交換等）</p> <p>【実費】 年間を通じた価格の変化が激しく、作業量、資材使用料等を特定することが困難なもの。（例：災害対応業務、緊急維持業務）</p> <p>*「総価」及び「単価」については、発注図書に定める要件、数量等の変更、物価の変動に伴う単価の変化等によるものを除き、定額として設定する。契約変更がある場合は、公共工事標準請負契約約款、公共土木設計業務等標準委託契約約款などに倣い、価格変動リスクに対応することを想定している。</p>
	業務委託の中で人件費が高騰した場合の精算はどう考えているか。	当初から一定の物価上昇率を考慮するとともに、国土交通省が公表する単価等を基に、毎年度確認し、必要に応じて更新することを予定している。
	部分支払いは生じるか。	<p>基本的には、出来高精算とし、業務の検査後の翌月払いを想定しているが、状況により生じうるものとなる。</p> <p>例として、年度末に修繕に着手したが部品入手が困難な場合等、給付の完了の確認が認められない状況において、出来形部分の9/10の部分支払いとする場合等がある。</p>
	修繕費など年間予定額から超過した場合はどう対応されるのか。	特段の事由を除き、実績に基づき算出した年間予定額からの超過は想定されないものと考えている。年間予定額から超過が求められる場合については、その実施の要否について受発注者間で協議のうえ、翌年度の出来高として対応していただく等の措置を講じる。
	処理場の修繕について、突発修繕、計画修繕、どういう形を想定しているのか。	処理場の修繕については、突発修繕、計画修繕ともに想定されるものとなる。計画修繕については、修繕改築計画に基づく対応が想定される。これに対し、突発修繕については、実績に基づき年間予定額を設定し、この範囲で行うことを想定している。
	想定しない業務が発生した場合の支払いはどうなるのか。	契約図書に規定がなく、発生が予想し得ない業務については、価格変更を含む変更契約の対象となることが想定される。ただし、都度の契約変更が負担となる場合や突発的な緊急を要するものについては、「実費」として精算するのが望ましいのではないかと考えている。
	緊急時対応の価格の設定はどうするのか。	<p>緊急時対応に事前準備（例：計画策定）及び維持管理の範囲内で行われる現場確認等、BCP及び初動対応に相当するものは、「総価」の範疇と想定される。</p> <p>また、具体的な調査及び調査に伴う補修は「実費」による精算となることが想定される。</p>
リスク分担	リスク分担表はいつ填作するか。	現在、長期契約に伴うリスク分担の在り方について検討しており、一般法令の取り扱い等、これまで一律に受託者の負担としてきたものに対し、見直しを図っている。
	道路陥没についてはどう考えているか。	令和8年度に詳細な内容の検討を行うため、その後の公表となる。 現時点では、点検・調査及び必要な補修をした施設である場合には受託者の責任。それ以外の場合には発注者の責任になると考えている。

カテゴリ	質問・意見	回答
プロフィットシェア	プロフィットシェアの割合はどう考えているか。	プロフィットシェアは契約締結後、要求水準を下げることなく、契約図書の変更をすることで、官民互いに費用が削減されるものについて、利益をシェアするという考えに基づきため、 <b>1:1</b> とすることが適当であると考え。 ただし、コスト削減の寄与が過少で、民間企業にとってプロフィットシェアの発動には及ばないものではあるが、行政機関として達成すべき施策に合致し、市が対応を求める場合などは、相応の対価を受託者が得られるように按分率を変更する可能性はある。 なお、受託者が企業努力によりコスト削減を行ったものについては、単なる企業努力によるものであることから、受託者側の当然の権利として利益を享受していただければよいものとする。
	事業が赤字になった場合や、収入が想定を大幅に下回った場合を想定したロスシェアの検討してほしい。	そもそも、本件の調達については、更新支援型を想定しており、コンセッション方式のように民間事業者側に収益性を求めるようなものではない。このことから本契約は、民法上の請負及び準委任を基礎に成立する契約であり、当該債権債務の履行に対しロスシェアの概念は発生し得ないものと認識している。
	導入に係るイニシャルコストはどのように取り扱うのか。	更新支援型であるため、民間発意のイニシャルコストは想定されないと考えている。
	事業終了後は原状復帰による返却か。	原状復帰が原則である。 ただし、市が購入を認めたもの等、新たに設けられた施設及び設備に及ぶものではない。また、施設機能が維持されている範囲で、契約図書の指定された内容に基づき限りにおいて経年による劣化等についてまで言及するものではない。
資格要件	資格はテクリスに縛られるのか。	資格要件については、本サウンディング調査の意見を踏まえて今後検討する。
	統括管理責任者に資格要件を設けるよりは、各業務責任者に資格要件を設ける形を希望する。	
	資質による要件を設定してほしい。 責任者のローテーションが可能な仕組みとしてほしい。	
履行確認	第三者が入る履行確認は想定しているか。	想定していない。
要求水準に関する未達	長寿命化対策及び更新工事での「耐用年数以上の使用」等について、要求水準が未達となった場合はペナルティが課されると考えているが、ペナルティの確認手法や金額算定方法は設定されているか。	「耐用年数以上の使用」については、発注者の責任の元に行われるものであり、善管注意義務違反又は、契約不適合とならない限り、当該ペナルティは想定されないものと考えられる。 当該要件に抵触した場合のペナルティの在り方については、今後検討する。
処理場の維持管理	汚泥処理の発生汚泥の運搬について、受託者が資源化を行うことが前提という説明であるが、対象業務の範囲について教えてほしい。	運搬及び資源化の工程は、要求を満たせば受託者の任意となる。
	し渣は一般廃棄物と認識しているが、民間企業が一般廃棄物を取り扱ってよいのか。	し渣は産業廃棄物として取り扱う予定である。（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について（S46.10.25 環整45号）厚生省環境衛生局環境整備課長通知：第一 廃棄物の範囲等に関する事」より）
	環境対策における要求事項で悪臭等や振動・騒音または電波障害など既存施設の機能や性能上により発生するものは対象外か。	過去に、悪臭、振動・騒音、または電波障害について、問題は発生していない。 既存施設の機能において、これまで基準を充足していた事項については、対象となる。
管路の維持管理	仕様発注を希望する。	本調達においては、厳密に仕様と性能を切り分けるものではなく、仕様と性能が混在することを想定している。 必要に応じて、仕様を定めるとともに、性能要件の設定により自由度を与えることで、民間事業者による創意工夫が図られることを期待している。 従来の標準仕様を参考として付し、提案手法について問題等が生じた場合は、標準仕様に戻す等柔軟な運用が図られることを想定している。
	管路施設の緊急時対応には、マンホールポンプも含まれるか。	管路施設には、マンホールポンプも含まれる。
	圧送管など、点検手法が確立されていない内容はどうか対応するのか。	点検、調査にあたっては、「郡山市下水道施設ストックマネジメント計画」に基づき実施するものであり、圧送管などについてはウォーターPPPIによる調達の対象外とすることを想定している。
	マンホールポンプの設備については処理場設備として統一してはいいか。	本調達は、対象となる業務を一体とし、民間事業者に委ねるものであり、市が特段に一体とすることは想定していない。ただし、受託した民間事業者が構成する企業間において、業務効率性に鑑み、どのように業務分担を図るかは任意となる。
緊急時対応	技術管理の労働者確保には、危機管理における対応として地元企業の活用を規定するか。	地元企業の活用を指定することは想定していないが、災害等が発生した場合の緊急対応や維持管理の安定性のために即時に対応が可能なものの配備を求める可能性はある。
	緊急対応の回数は要求水準書に書くのか。	要求水準書に定めることは想定していない。
	災害復旧関連の協定などは組まれているのか。	協定を組んでいるものもある。協定に付随する書類作成等を業務範囲とすることは想定される。
住民対応	地域住民等への対応としては、どのような業務内容が想定されるか。	窓口業務は基本的に市が対応する予定である。 委託範囲としては、地域住民から報告のあった溢水箇所の修繕対応などを想定している。
事業の引き継ぎ	市が指定する者との住民での直接的なやり取りは、契約関係が存在せず、法的義務や責任所掌も不明確であるため、市を経由した形での実施を検討してほしい。	必ず市を経由し、市が監督のもとでのみ実施を認める。
その他	ストック台帳（資産管理台帳）の更新などは予定しているか。 これまでの施設の点検結果、数量、性能、修繕実績などの情報を提供してほしい。	現状使用しているシステムを継続して使用する予定である。 令和8年度に詳細な業務内容の検討を行い、必要となる情報の開示を予定している。